

災害時における歯科口腔保健医療救護活動に関する協定を締結します

令和6年能登半島地震などの災害対応の経験と教訓を踏まえ、災害時の歯科口腔保健医療体制を一層強化するため、一般社団法人長野県歯科医師会、特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会、一般社団法人長野県歯科技工士会及び大東京歯科用品商協同組合と、**全国で初めて5者による協定を締結します**

1 協定について

本協定により、災害発生時の情報共有や連絡体制の強化、人材や物資の迅速な確保を進めることで、被災者の口腔環境の維持や健康被害の防止につなげます。

県では、今回の協定を契機に、関係団体との連携をさらに深め、災害時にも安心して歯科口腔保健医療を受けられる体制づくりを進めていきます。

2 日時

令和8年3月26日（木）午後1時から午後2時まで

3 場所

長野県庁3階 第三応接室

4 出席者

- | | |
|----------------------|---------------|
| ・一般社団法人 長野県歯科医師会 | 伊藤会長 |
| ・特定非営利活動法人 長野県歯科衛生士会 | 宮嶋会長、多羅澤副会長 |
| ・一般社団法人 長野県歯科技工士会 | 小田切会長、島田副会長 |
| ・大東京歯科用品商協同組合 | 滝沢長野県支部長 |
| ・長野県健康福祉部 | 笹渕部長、西川健康増進課長 |

5 当日の流れ

- (1) 協定趣旨説明
- (2) 協定締結（調印）
- (3) 記念撮影
- (4) 質疑応答

協定書の概要

- ・ 県が歯科口腔保健医療救護活動を実施する必要があると認めたときは、長野県歯科医師会、長野県歯科衛生士会及び長野県歯科技工士会には、歯科口腔保健医療救護班の派遣を、大東京歯科用品商協同組合又は同組合に加盟する事業者には活動に必要な物品等の供給を要請し、歯科口腔保健医療提供体制の確保を図る。
- ・ 歯科資材用品供給団体も含めた5者による協定は全国で初の取組。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先) 健康福祉部健康増進課
担当: 小出、高遠
電話: 026-235-7112 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2634
FAX: 026-235-7170
E-mail: kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp